隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達を次のように定める。

昭和37年10月28日

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達

改正 昭和 38 年 8 月 14 日達第 122 46 号 昭和 40 年 7 月 28 日達第 122 56 号 昭和53年 1月13日達第122 108号 昭和 57 年 4月 30 日達第 122 119 号 昭和60年 9月 5日達第 24 9 2号 昭和58年4月1日達第2491号 昭和61年 1月31日達第24 9 3号 昭和61年7月2日達第2494号 昭和62年3月2日達第2495号 平成 元年 1月19日達第 24 9 6号 平成 元年 2月10日達第 122 127号 平成 3年 9月30日達第 24 9 7号 平成 4年 4月22日達第24 9 8号 平成 7年 4月 6日達第 24 9 9号 平成 9年 1月17日達第 122 132号 平成 10 年 3 月 20 日達第 122 135 号 平成 11 年 3月 25 日達第 122 150 号 平成 12 年 10 月 31 日達第 24 9 10 号 平成 13 年 3 月 27 日達第 122 168 号 平成 16 年 3 月 29 日達第 122 191 号 平成 17 年 3 月 24 日達第 122 194 号 平成 19 年 1 月 9 日達第 122 215 号 平成 19 年 3 月 27 日達第 122 218 号 平成 20 年 7月 10 日達第 24 9 11 号 平成 21 年 3月 30 日達第 122 232 号 平成 22 年 3月 23 日達第 122 241 号 平成 22 年 6月 30 日達第 122 245 号 平成 30 年 3 月 27 日達第 122 292 号 平成 31 年 4月 19 日達第 122 302 号 令和 3年 3月26日達第24 9 12号

(目的)

第1条 この達は、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官の訓令」という。)第19条、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等の訓令」という。)第13条及び自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令(平成22年防衛省訓令第26号)。以下「自衛官候補生の訓令」という。)第11条の規定に基づき、隊員の勤務時間及び休暇の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間の統一)

第2条 事務官等の訓令第13条の規定による陸上自衛隊の部隊等に勤務する事務官等 (非常勤の隊員を除く。以下同じ。)の勤務時間の割振り及び自衛官候補生の訓令第 2条第2項の規定による陸上自衛隊の部隊等に勤務する自衛官候補生の勤務時間の 割振りは、その者が勤務する部隊等における自衛官に係る自衛官の訓令第4条に規定 する日課の例によるものとする。

(自衞官以外の隊員の勤務時間の特例)

- 第3条 所属長は、隊務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある 自衛官以外の隊員について、前条の規定により難いと認める場合には、休養日及び勤 務時間の割振りを別に定めることができる。
- 2 所属長は、前項の規定により別に定める場合には、自衛隊法施行規則(昭和 29 年 総理府令第 40 号)第 44 条第 10 項によるものとする。

(交替制勤務者等の勤務時間管理)

第3条の2 自衛官の訓令第9条に規定する通常の日課によらないで別に日課を定めて勤務させる自衛官(以下「交替制勤務者等」という。)の勤務時間は、1週間当た

- り38時間45分とし、交替制等の勤務(交替制の勤務及び変則の勤務をいう。以下同じ。)を命ずる部隊等の長が日課により定めるものとする。
- 2 交替制等の勤務を命ずる部隊等の長は、交替制等の勤務の態様及び内容に応じて休 養日及び勤務時間の割振りを定めることができる。この場合において、交替制等の勤 務を命ずる部隊等の長は、4週間ごとの期間について休養日及び勤務時間の割振りを 定め、当該期間内に8日の休養日を設けなければならない。
- 3 前項後段の場合において、休養日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる者については、休養日が毎4週間につき4日以上となるようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、陸上幕僚長の承認を得て、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに休養日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。
- 4 前3項に規定する交替制等の勤務を命ずる部隊等の長は、別表の右欄に掲げる交替制等の勤務の対象者についてそれぞれ左欄に定める者とする。

(所属長)

- 第4条 自衛官の訓令第12条、事務官等の訓令第2条の2第1項及び自衛官候補生の 訓令第2条第3項に規定する所属長は、中隊及びその他隷下に編制上の単位部隊を有 しない部隊等の長とする。ただし、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師 団司令部、旅団司令部、学校、教育訓練研究本部、補給統制本部、補給処及び病院の 部、官、課(部内の課を除く。以下同じ。) 科、室若しくは班又はこれらに準ずる部 署に勤務する隊員にあっては、部、官、課、科、室若しくは班の長又はこれらに準ず る者(以下「部官課科室班長等」という。)のうち、直属の上司で最も近い者とし、 所属長たる部隊等の長又は部官課科室班長等と駐屯地を異にして所在する幹部自衛 官を長とする部隊等に勤務する隊員にあっては、当該部隊等の長とする。
- 2 臨時勤務、入校及び教育入隊(以下「臨時勤務等」という。)中の隊員の所属長は、 臨時勤務等先の部隊等の長とする。この場合において、前項ただし書の規定は、これ らの隊員について準用する。
- 3 前2項に規定する所属長たる隊員の所属長は、それぞれの直属の上司(陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長にあっては、陸上幕僚長)とする。 (指定部課長)
- 第5条 事務官等の訓令第8条第1項に規定する指定部課長は、前条に規定する所属長とする。

(休暇の請求手続等)

- 第6条 休暇の請求及び整理は、別に定める休暇簿によるものとする。ただし、自衛隊 法施行規則第51条及び自衛官候補生の居住場所に関する訓令(平成22年防衛省訓令 第27号)第1条の規定により営舎内居住すべき隊員の休暇の請求は、別紙第2を使 用することができる。この場合において、所属長が駐屯地を異にしているときは、別 紙第2又は電話・電報により承認を受けることができる。
- 2 自衛官の訓令第17条に規定する休暇証の様式は、別紙第3のとおりとする。

第7条 削除

附 則

- 1 この達は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 陸上自衛隊服務細則(陸上自衛隊達第24 5号)の一部を次のように改正する。 (次のように略)

附 則(昭和38年8月14日陸上自衛隊達第122 46号)

この達は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則(昭和40年7月28日陸上自衛隊達第122 56号)

この達は、昭和40年8月3日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122 108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122 119号)

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和58年4月1日陸上自衛隊達第2491号)

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月5日陸上自衛隊達第24 9 2号)

この達は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月31日陸上自衛隊達第24 9 3号)

- 1 この達は、昭和61年1月31日から施行する。
- 2 当分の間、休暇にかかわる申請は、請求と読み替えるものとし、自衛官にあっては 第6条の休暇申請書及び第7条の休暇台帳をもって、事務官等にあっては第6条の休 暇申請書及び防衛庁職員給与簿規則(防衛庁訓令第12号30.2.23)第2条による 出勤簿をもって、自衛官の訓令第16条及び事務官等の訓令第12条の「休暇を記録す る書類」とみなす。

附 則(昭和61年7月2日陸上自衛隊達第2494号)

この達は、昭和62年1月1日から施行する。ただし、自衛官の休暇の請求及び整理については、改正後の第6条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日から適用するものとし、それまでの間は、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月2日陸上自衛隊達第24 9 5号)

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月19日陸上自衛隊達第2496号)

この達は、平成元年1月19日から施行し、昭和64年1月1日から適用する。

附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122 127号)

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(平成3年9月30日陸上自衛隊達第24 9 7号)

この達は、平成3年10月20日から施行する。

附 則(平成4年4月22日陸上自衛隊達第24 9 8号)(抄)

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成7年4月6日陸上自衛隊達第24 9 9号)

この達は、平成7年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成9年1月17日陸上自衛隊達第122 132号)

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則(平成10年3月20日陸上自衛隊達第122 135号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122 150 号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則(平成 12 年 10 月 31 日陸上自衛隊達第 24 9 10 号)

この達は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122 168 号)

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。(ただし書略)

附 則(平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122 191 号)

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122 194 号)

この達は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成 19年1月9日陸上自衛隊達第 122 215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成 19年3月27日陸上自衛隊達第122 218号)

- 1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則(平成20年7月10日陸上自衛隊達第24911号)

この達は、平成20年7月10日から施行し、同年3月26日から適用する。

附 則(平成21年3月30日陸上自衛隊達第122 232号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日陸上自衛隊達第122 241号)

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則(平成22年6月30日陸上自衛隊達第122 245号)

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月19日陸上自衛隊達第122 302号)

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(令和3年3月26日陸上自衛隊達第24 9 12号)

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

交替制等の勤務を命ずる部隊等の長	交替制等の勤務の対象者
陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監	運用室勤務者のうち交替制の勤務に従事する 者
中央基地システム通信隊長 通信保全監査隊長 方面システム通信群長 方面通信群長	基地システム通信部隊等勤務者のうち交替制 の勤務に従事する者
中央管制気象隊長 方面航空隊長 第15旅団長	管制気象隊等勤務者のうち交替制の勤務に従 事する者
沿岸監視隊長	沿岸監視隊勤務者のうち交替制の勤務に従事 する者
駐屯地業務隊長(駐屯地業務を行う 部隊等の長を含む。)	駐屯地業務隊等勤務者のうち交替制の勤務又 は変則の勤務に従事する者
駐屯地司令	駐屯地等勤務者のうち交替制の勤務又は変則 の勤務に従事する者
自衛隊中央病院長 自衛隊病院長	病院勤務者のうち交替制の勤務又は変則の勤 務に従事する者
第15旅団長	第15飛行隊勤務者のうち交替制の勤務又は 変則の勤務に従事する者
中央情報隊長	中央情報隊勤務者のうち交替制の勤務に従事 する者
サイバー防護隊長	サイバー防護隊勤務者のうち交替制の勤務に 従事する者

		休	暇	証	
所属部隊等 階	等名 級				
氏	名				
上記の記	皆に対して	下記のとお	り休暇を	承認する。	•
			記		
出発月日	令和	年	月	日	時
帰隊月日	令和	年	月	日	時
休暇中の月	近在地				
令和 所属	年 属長	月	日		